

目次

告示

- 津波災害警戒区域の指定（防災推進課）
- 昭和53年宮城県告示第251号（保健所使用料等条例第2条の規定による使用料等の額）の一部改正（保健福祉総務課）
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出（社会福祉課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（障害福祉課）
- 公有水面埋立てのしゅん功認可（漁港整備推進室）
- 保安林の指定（森林整備課）
- 道路の区域変更（2件）（道路課）
- 道路の供用開始（2件）（同）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（都市環境課）
- 指定公金事務取扱者の委託（2件）（警察本部生活安全企画課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（警察本部会計課）

企業局

- 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程（企業局公営事業課）
- 工業用水供給規程の一部を改正する管理規程（企業局水道経営課）

宮城県企業局管理規程第 2 号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県公営企業管理者 千 葉 衛

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和 49 年宮城県企業局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給水の申込み）</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により、<u>給水を受けようとする日の 60 日前までに</u>管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>（基本水量の変更等）</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>変更又は廃止しようとする日の 30 日前までに</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>（給水の申込み）</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>（基本水量の変更等）</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>あらかじめ</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この管理規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。